

市町村等による土地の買上げの際、住宅ローンが残っている皆様へ

「私的整理ガイドライン」利用のお勧め

現在、被災地においては、高台等への集団移転のため、市町村等による土地の買上げが進められておりますが、「私的整理ガイドライン」の利用により、住宅ローンなどの免除を受けることができる場合があります。

- ① 買い上げられる土地に抵当権が設定されている場合、買上代金を住宅ローンなどの返済に充当すれば、基本的に抵当権は抹消されます。
- ② ただし、抵当権が抹消されても、買上代金だけでは足りない場合には、住宅ローンなどの残った債務を返済しなければなりません。そのような際に、「私的整理ガイドライン」を利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの免除を受けることができます。
- ③ 住宅ローンの返済が困難であるなど、生活再建でお悩みの方は、お早めに、以下の〈お問い合わせ先〉にご相談ください。

〈お問い合わせ先〉

個人版私的整理ガイドライン運営委員会(受付時間:9:00~17:00)

福島支部 024-526-0281

青森支部 017-721-1015

岩手支部 019-606-3622

宮城支部 022-212-3025

茨城支部 029-222-3521

東京本部 03-3212-0531

コールセンター 0120-380-883(無料)

詳細はインターネットで『私的整理ガイドライン』<http://www.kgl.or.jp> を検索してください。

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会